



令和7年度集団指導

全サービス共通

14 喀痰吸引の事業所登録申請について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
地域生活支援班



目次

- 1 新規登録特定行為事業者等の登録について
- 2 喀痰吸引等（特定行為）の更新（追加）について
- 3 変更登録届出書・登録辞退届出書について

1 新規登録特定行為事業者等の登録について

事前相談

- 事業開始の1か月程度前までに担当者へ相談してください。
- 千葉県内の事業所であれば、全て千葉県が窓口となります。

審査

- 原則として来庁し、対面で審査を行います。
- 事業を開始しようとする月の前月15日までに申請書等の提出が必要です。
書類の不備等がある場合は、受理できません。

登録

- 申請内容等について、照会や報告を求めること、実地調査を行う場合があります。
- 審査の結果、登録要件を満たしている場合は、登録通知書により通知します。

1 新規登録特定行為事業者等の登録について

登録申請前に必ず確認すること

- 従事者は、**認定証**の交付を受けているか。
実地研修を終えて、認定証の交付を受けなければ、喀痰吸引等を実施することはできません。
- 介護保険法に基づくサービス事業所で登録を受けているが、障害福祉サービス事業所等でも登録を受けているか。
障害児者に対し喀痰吸引等を実施する場合は、法が異なるため、障害福祉サービス事業所等についても登録申請が必要です。
- 障害児者に対し実施しない場合は不要

2 喀痰吸引等（特定行為）の更新（追加） について

- 登録特定行為事業者等は、実施する喀痰吸引等（特定行為）の追加をする場合は、登録更新申請書及び必要書類を提出する必要があります。
- 登録特定行為事業者等の登録申請を行った際に届け出ている、喀痰吸引等（特定行為）以外の行為を実施する際は、登録更新申請を行わなければ実施できません。
- 喀痰吸引等（特定行為）を実施する日の20日前までに提出してください（郵送による提出可）。

3 変更登録届出書・登録辞退届出書について

変更登録届出書について

- 登録を受けた内容等に変更が生じる場合は、変更の20日前までに変更登録届出書及び必要書類を提出してください。
- ▶例：喀痰吸引等（特定行為）の追加はないが、従事者が変更した場合
喀痰吸引等（特定行為）の追加はないが、支援対象者が変更した場合
※支援対象者が変更した場合の届出は、第3号研修修了者に限る

登録辞退届出書について

- 登録を受けた事業者が登録を辞退する場合は、登録辞退届出書を提出してください。
- ▶例：第三号研修修了者が従事者である場合に、特定の者に対する
喀痰吸引等（特定行為）が必要なくなった場合

ホームページの御案内

喀痰吸引等を実施する事業者の登録等に関するページ

「喀痰吸引等を実施する事業者の登録」

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/kakutan/index.html>

介護職員等の喀痰吸引等の実施に伴う認定証の発行に関するページ

「介護職員等の喀痰吸引等の実施に伴う認定特定行為業務従事者認定証の発行について」

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/ninteishou.html>



御清聴ありがとうございました。